

この重要事項説明書は、契約内容となる事項のうち、ご加入にあたって特にご確認いただきたい内容を、【契約概要】および【注意喚起情報】に記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。重要事項説明書は、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

CO-OP共済は個人情報大切に、個人情報保護法を守ります。

契約引受団体 / 日本コープ共済生活協同組合連合会

CO-OP共済に加入するには 出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。生活協同組合(生協)は、お店や宅配などでくらしに貢献しています。

I. 契約の基本的なことから【契約概要】

1. 商品のしくみ

①特徴

CO-OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、コープ共済連)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります。

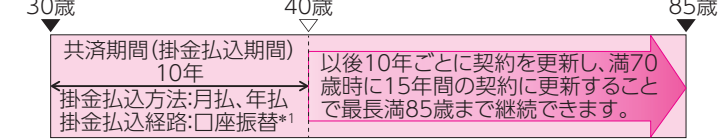
《あいづらす》の契約では、定期生命共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。

https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/

②保障期間等

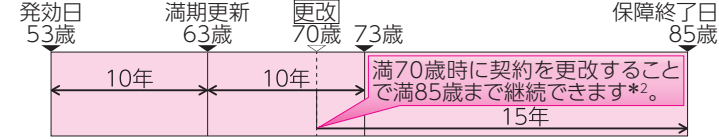
《あいづらす》の共済期間は10年(満70歳時は15年)ですが、満期時に更新または満70歳時に更改のお手続きをすることで、最長満85歳まで契約を継続できます。

【例】満期時の更新手続きにより満85歳まで継続できるケース



\*1 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。

【例】満70歳時の更改手続きにより満85歳まで継続できるケース



II. 特にご注意いただきたいことから【注意喚起情報】

1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面により申し込みを撤回できます。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

コープ共済連が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

Table with 2 columns: 新規の申し込み, 更改(保障内容等の変更)の申し込み, がん治療共済金付がん特約(新がん特約)の付帯

\*1 新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に行う場合(初回掛金とあわせて生協出資金を振り替える場合)...

\*2 責任開始日より前に悪性新生物と診断確定された場合は、新がん特約は無効となります。

4. 掛金の払込猶予期間

Table with 2 columns: 初回掛金, 2回目以降の掛金

\* 掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次回振替日に請求します。

5. 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないことがあります。

- 共済事由に該当しない場合
●契約が無効となった場合
●告知義務違反により契約が解除となった場合
●次のような重大事由により契約が解除となった場合
●契約が失効した場合
●契約が取消しとなった場合
●共済事由の発生が次の表の原因による場合

約の共済金額といずれか大きい額まで加入できます。ただし、共済金額の増額を伴う更新・更改ができるコースは、発効時年齢において募集しているコースに限ります。

\*5 がんの特約は、特約の名称に関わらず被共済者1名につき1契約のみです。

\*発効日において加入申込書記載の「加入できない職業」に従事する方は加入できません。ただし、更新・更改の申し込みの場合は、すでにご加入の共済金額まで加入できます。

Table with 3 columns: 発効日において右記以外の職業, 発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」, 死亡・重度障害共済金額

\*6 《あいづらす》がん入院共済金は含まれません。

⑥割戻金

決算後に剰余金が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法によりお支払いします。

2. 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者\*7です。②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

Table with 2 columns: 契約者と同居している, 同居していない

\*親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

\*7 契約者の意思が確認できない状態となったとき、また、がんの特約では契約者ががん告知がされないときに、共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

6. 共済金を削減する主な場合

共済金をお支払いする場合で、次に該当するときは、共済金を削減してお支払いします。

Table with 2 columns: 申込日より前に発病した病気または受傷したケガによる, 申込日より前に発病した病気による

\*がんの特約の各共済金には、削減してお支払いする場合はありません。

7. 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。解約返戻金については、【契約意向確認書】をご覧ください。

8. 契約の自動更新

共済期間満了時には更新の案内を送付しますが、お申し出がない場合は更新時年齢が満70歳までの方は満期を迎える契約と同じ共済金額で自動的に契約を更新します。

9. その他ご注意いただきたいこと

- ①重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所変更は必ずご加入の生協にご連絡ください。
②結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。
③契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。
④契約が解除または取消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
⑤入院またはがんによる通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
⑥加入コースを変更した場合でも、1回の入院・がんによる通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。

がんの特約について
【申込日から91日目】を「責任開始日」とし、【責任開始日】から保障を開始します。
Timeline diagram showing 申込日, 発効日, 責任開始日.

CO-OP共済 個人情報の取り扱いについて
(利用目的) 皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。
(第三者への提供) 弊会は、次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。
(共同利用) 弊会は、弊会の会員生協、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。

CO-OP共済 「ご意見・ご要望」の窓口
0120-497-350
月～金 9:00～17:00
土曜、日曜、祝日、年末年始は休業